

(提案募集型) 桔梗福祉交流センターネーミングライツパートナー募集要領

本要領は、函館市ネーミングライツ導入に関するガイドラインに基づき、ネーミングライツパートナーの募集について、次のとおり必要な事項を定めたものです。

1 募集内容

対象施設、希望金額および希望契約期間については、施設要領1を参照ください。

2 募集期間

提案は、随時受け付けるものとし、応募があった場合、受付けした日から施設ごとに募集期間を設定することとします。

3 応募資格要件

応募資格を有する者は、法人または法人により構成されたグループとしますが、法人および法人役員等が次の事項に該当する者を除くものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けている者
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 法律、法令に基づく命令、条例および規則に違反している者
- (6) 公租公課を滞納している者
- (7) 公序良俗に反する事業を行う者
- (8) 政治団体または宗教団体
- (9) その他、ネーミングライツパートナーとして不適当と市長が認める者

4 愛称の条件

- (1) 愛称は、施設要領1を満たしたうえ、公共の施設にふさわしい、わかりやすいおよび呼びやすいものとします。
- (2) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができないものとします。
 - ア 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
 - イ 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
 - ウ 政治性または宗教性のあるもの
 - エ 選挙に関するもの
 - オ 人権侵害にあたるものまたはそのおそれがあるもの
 - カ 意見広告

- キ 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
 - ク その他、愛称として使用することが適当でないとして市長が認めるもの
- (3) 市民や施設利用者の混乱を避けるため、社名変更などやむを得ない事情が生じた場合を除き、愛称の変更ができないものとします。

5 質問・回答方法

本応募に関して質問がある場合は、第1号様式「質問書」を次のとおり提出してください。

(1) 提出先

施設要領2を参照ください。

(2) 提出方法

電子メール

(3) 回答方法

市ホームページに掲載し、個別には回答しません。

また、回答は、本要領の追加または修正とみなします。

なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがあります。

6 応募書類等の提出

応募にあたっては、次のとおりネーミングライツパートナー申込書等を提出してください。

(1) 提出書類

ア ネーミングライツパートナー申込書（第2号様式）

イ 添付書類一覧表（第3号様式）

ウ 直近3事業年度分の決算報告書（写） [賃借対照表および損益計算書]

エ 直近3事業年度分の事業報告書（写）

オ 交付3か月以内の登記事項証明書（写） [全部事項証明書]

カ 交付3か月以内の函館市に滞納がない証明書（写） [函館市に登録している場合]

キ 交付3か月以内の納税証明書その3の1（写）

ク 誓約書（第4号様式）

ケ 委任状（第5号様式） [本店から支店・営業所等へ、参加申込および企画提案等について権限を委任する場合]

コ 愛称案の説明資料（任意様式）

サ その他説明資料（任意様式）

(2) 提出様式

提出書類は、A4判（A3判の折込可）とし、言語は愛称案を除き日本語とします。

(3) 提出部数

5部

(4) 提出先

5(1)と同じとします。

(5) 提出方法

持参または送付とし、送付の場合は、募集期間内の必着となります。

ただし、持参する場合は、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭

和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く、午前9時から午後5時までとします。

7 著作権等

提出書類等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 提出書類等の著作権は、当該提出書類等を作成した者に帰属するものとします。
- (2) 市は、手続きおよびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出書類等の全部または一部の複製等を行うことができるものとします。
- (3) 市は、応募者から提出された書類等について、函館市情報公開条例(平成13年条例第7号)の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとします。

8 費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、原則として次のとおりとします。

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板等の表示変更や設置		○
ネーミングライツパートナーが変更・設置した看板等の維持管理		○
契約終了時の原状回復		○
パンフレット等の印刷物 ^{*1} や市ホームページの表示変更	○	

※1 ネーミングライツパートナー契約後、新たに作成するものに限りません。

9 選定方法

応募資格および応募内容の審査は、当該施設のネーミングライツパートナー審査委員会(以下「委員会」という。)において、別紙「審査および評価基準」により行い、優先交渉権者を選定します。

なお、応募者が1者の場合においても、審査を行うこととします。

10 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に書面で通知するとともに、市ホームページで公表します。

11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

優先交渉権者とネーミングライツパートナー契約について協議を行い、内容について合意のうえ、契約を締結します。

なお、優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次点候補者と契約締結に向けて協議を行うものとします。

(2) 契約保証金

函館市契約条例施行規則第7条第2項第9号を適用し免除とします。

12 愛称等の公表

優先交渉権者とのネーミングライツパートナー契約締結後、市のホームページにおいて次の事項を公表するほか、広報紙への掲載や報道機関への情報提供を行います。

- ・愛称
- ・契約法人名
- ・ネーミングライツ料
- ・契約期間

13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格となります。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領に定めた提出期日、提出場所、提出方法および書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

14 契約の解除

契約後、応募資格要件を満たしていないことが判明した場合やネーミングライツパートナーの信用失墜行為等により、当該施設等のイメージが損なわれるおそれがあると認められた時など、愛称の維持が困難になった場合のほか、当該施設に指定管理者制度を導入することが決定した場合や、老朽化等による機能移転、統廃合を行うことが決定した場合については、市は契約期間満了を待たずに契約を解除することができるものとし、いずれの場合についても、ネーミングライツパートナーの負担により、原状回復を行うものとします。

15 契約の更新

市は、契約期間満了までにネーミングライツの継続実施の有無を判断し、ネーミングライツパートナーに通知します。ネーミングライツの実施を継続する場合、ネーミングライツパートナーは契約更新の申し込みができることとします。

また、契約更新の申し込みがあった場合は、審査のうえ、現契約者を優先交渉権者として更新の協議を行うこととします。

16 その他必要な事項

- (1) 提出書類の作成、提出等に要する経費は、応募者の負担となります。
- (2) 応募申込書は、1応募者につき1応募に限ります。
- (3) 提出された書類の内容は変更することができないものとします。
- (4) 提出された書類は、返還しないものとします。
- (5) 提出された書類は、函館市情報公開条例（平成13年条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものを除き、応募者に無断でネーミングライツパートナーの審査以外の用に使用しないものとします。
- (6) 愛称に含まれる著作権、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任はすべて応募者が負うものとします。

別紙「審査および評価基準」

1 審査方法

- ア 応募資格および愛称の条件を満たしているか判断し審査を行います。
- イ 審査委員は、「2 評価基準」により評価を行い、その内容および結果に基づき、市において優先交渉権者を決定することとします。
- ウ 評価の結果、総合評価得点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。
該当者が2者以上の場合は、審査項目③の評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定します。
また、該当者が2者以上の場合において、審査項目③の評価点についても同点の場合は、抽選とします。
なお、各審査項目において2割以下の評価点がある場合もしくは総合評価得点が7割に満たない場合は、優先交渉権者を選定しないこととします。
- エ 応募者が、1者の場合においても、審査を行うこととします。

2 評価基準

- (1) 評価は、次の審査項目および配点で行うこととします。

審査項目および配点

審査項目	審査内容	配点
① 応募の趣旨・目的	・ネーミングライツ応募の趣旨・目的	10
② 愛称案	・親しみやすさ、呼びやすさ ・施設の用途との整合性	20
③ 応募金額	・対価の評価	40
④ 契約期間	・期間の評価	10
⑤ 応募者の状況	・経営理念、事業内容、経営の安定性等	10
⑥ 地域貢献等	・地域貢献等への実績、今後の取り組み	10
合計		100

- (2) 審査委員は、下表のとおり、審査項目ごとに評価に応じた係数を配点に乗じたものを評価点とし、その評価点の合計を評価得点として算出する。

評価に応じた乗数

	評価	配点に乗じる係数
A	優れている	1.0
B	やや優れている	0.8
C	標準的である	0.6
D	やや劣る	0.4
E	劣る	0.2
F	項目無、評価不能	0

(3) 対価の評価

応募金額の評価は、下記のとおり算出します。（小数点以下四捨五入）

・ 応募金額の評価点 = 配点 × (応募金額 / 最高応募金額)

最高応募金額が希望金額に満たない場合は、最高応募金額を希望金額に置き換えて算出します。

(4) 期間の評価

期間の評価は、下記のとおり算出します。（小数点以下四捨五入）

・ 期間の評価点 = 配点 × (応募期間 / 最長応募期間)

最長応募期間が希望契約期間に満たない場合は、最長応募期間を希望契約期間に置き換えて算出します。

(5) 総合評価得点

総合評価得点は、各審査委員の評価得点の合計点とします。